

いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために

介護保険による

「新しい総合事業」が始まります

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みとして、65歳以上の人を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）が平成29年4月からスタートします。

支え合いの地域づくりを進める制度です

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、高齢者自身を含めた幅広い世代の町民や、さまざまな団体の活動により、高齢者の暮らしを地域全体で支えていく必要があります。また、高齢者自身が「できる活動」については、高齢者も担い手として社会参加し、それぞれが地域の中で役割を持っていきいきと生活できるように、介護が必要とならないよう予防していくことが大切です。

そのような地域づくりを進めるための仕組みとして、65歳以上の人を対象として、介護保険制度に「総合事業」が新しく作られました。

総合事業の特徴

① 予防給付の訪問介護と通所介護のサービスが総合事業に移行します

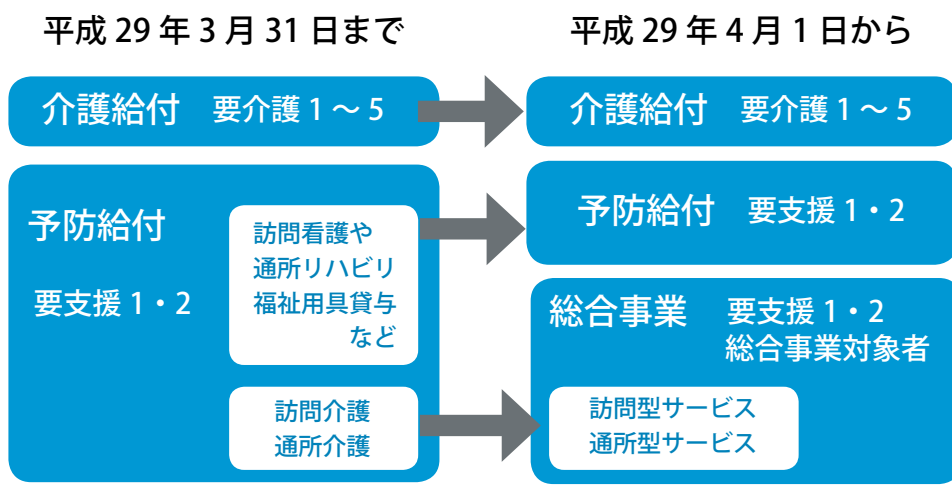
要支援1・2の人が利用している予防給付のうち、訪問看護や通所リハビリ、福祉用具の貸与などは現行のまま利用できますが、訪問介護と通所介護の2つのサービスが総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。（下図参照）

② 利用手続きが簡単になります

総合事業は「基本チェックリスト（生活状況などについての簡易な質問票）」で該当した場合、総合事業対象者となり、これまでよりも迅速にサービスを利用できます。

総合事業利用で介護予防

基本チェックリストの結果、総合事業対象者となった場合、地域包括支援センター職員および介護支援専門員（以下、ケアマネジャー）がケアプランを作成し、その計画に沿ってサービスを利用します。サービスを利用し、住み慣れた地域



での生活を続けることができるよう、どのように暮らしていきたいか目標を持ち、自分でできることはなるべく自分ですることなどで、介護予防へとつなげていきます。

総合事業による介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス

これまで行われていましたヘルパーの派遣などの訪問型サービスに加え、基準を緩和したサービスを提供します。部屋の掃除や調理、生活必需品の買い物など、利用者本人の自立を促進しながら、必要な援助を訪問にて行います。

●通所型サービス

これまで行われていましたデイサービスなどの通所型サービスに加え、基準を緩和したサービスを提供します。体操や趣味活動を通して、運動能力や生活能力を高め、健康の保持増進・介護予防を通所によって促進します。

また、住民ボランティアが主体となって行う通所型サービスも利用が可能となります。

さらに、日常生活に支障のある生活行為を改善することが必要な方には専門職等による短期集中型のリハビリテーションを行います。